

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支援事業）の評価報告（令和6年度報告）

香川県

1 被害防止計画の作成数、特徴等

本県の被害防止計画は県内17市町のうち、16市町で作成されている。
対象鳥獣としては、獣類ではイノシシ（16市町）、ニホンザル（11市町）、アライグマ（11市町）、ニホンジカ（11市町）、鳥類ではカラス（12市町）、カワウ（9市町）等となっている。

2 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。
鳥獣被害防止都道府県活動支援事業では、効果的なカワウ対策を行うための詳細な生息実態や食性の知見が得られた。その結果を関係市町に情報共有することで、連携強化を図ることができた。

3 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。
県では「集落に寄せ付けない環境づくり」、「侵入防止対策」、「捕獲」を3つの柱として、対策の取組み推進を図っており、野生鳥獣による農作物被害金額は、ここ数年は1億1,200万円前後で推移している。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
										被害金額			被害面積					
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率			
香川県	香川県 全域	6	カワウ	鳥獣被害防 止都道府県 活動支援事 業	-	-	-	-	・専門業者に委託し、県内の主要生息地における生息数や営巣数の変化を正確に把握するとともに、県内全域の生息実態を把握することで、取り組みの効果の検証や、今後の被害対策の検討に役立てることができた。 ・被害状況の把握のため、胃内容物調査に加え、糞のDNA分析による食性解析を行ったところ、コノシロやボラ等の内湾域に生息する魚種を中心に、ウシノシタ類等の沿岸域の魚やブルーギルやフナ等の内水面の魚種が多く出現した。これまでは捕獲サンプルを調査していたが、捕獲サンプルが得られない時期や場所の被害実態を調査できることが確認できた。 ・最新の調査結果を踏まえて被害対策指針の見直しを行うとともに、関係者の連絡会議を開催することで、効果的な被害対策に向けた連携強化を図ることができた。	-	-	-	-	-	-	・県内には数多くのねぐら・コロニーが分布しているため、全ての生息地で厳密な調査を行うことは困難であるが、対策の効果を検証するためにも、可能な範囲で正確な生息状況の把握に努める必要がある。 ・被害状況については、時期や場所により異なるため、新たな技術であるDNA解析も活用しながら、幅広いデータ収集に努める必要がある。 ・引き続き、専門家の助言を聴きながら、関係市町間で連携し、効果的な被害対策を推進する必要がある。	-	・効果的なカワウ対策に資するため、十分な調査体制を維持する必要がある。 ・県の被害対策指針に基づき、関係市町間で連携しながら、効果的な対策を推進していく必要がある。

- 注1：被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
2：都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
3：事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
4：「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
5：鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要置に
6：被害防止計画に定められた全ての対象鳥獣について、鳥獣ごとに実績値や達成率等を記載すること。また、合算達成率も記載すること。
7：次のいずれかに該当する場合には、達成率が低調であると判定すること。
（1）被害面積、被害金額等について、合算達成率が共に70%未満である場合
（2）次に該当する鳥獣種の被害面積、被害金額等について、対象鳥獣ごとの達成率が共に70%未満である場合
ア 被害金額全体（全ての対象鳥獣における被害金額（実績値）の合計をいう。以下イにおいても同じ。）の2割以上を占めるシカ又はイノシシ
イ 被害金額全体の5割以上を占めるシカ及びイノシシ以外の対象鳥獣
8：目標が未達成となった場合は、「都道府県の評価」の欄に、総合支援チェックシート及び緊急捕獲チェックシートの遵守状況に係る確認結果を記載すること。
なお、遵守状況の確認に当たっては、証拠書類の保存・提出は必須ではない。ただし、聞き取りの結果、書類を保存していると回答があった場合には、当該書類を確認する場合がある。

5 都道府県による総合的評価

・効果的なカワウ対策に資するため、十分な調査体制を維持する必要がある。
・県の被害対策指針に基づき、関係市町間で連携しながら、効果的な対策を推進していく必要がある。